大阪府所管エリア用途地域別面積（H24．3．31現在）　　単位：ha

	1種低層	2種低層	1中高	2中高	1住居	2住居	準住居	近商	商業	準工	工業	工専	計
東部大阪	604.0		1,961.2	1,945.9	2,163.2	653.6	94.5	393.5	126.0	2,346.4	472.9	70.2	10,831.4
南部大阪	3,832.0	15.5	3,760.3	1,912.5	5,891.6	1,488.9	253.7	511.3	179.4	5,198.0	492.0	914.5	24,449.7
北部大阪	2,179.3	13.4	3,058.5	1,824.3	1,117.8	1,033.9	122.5	388.7	279.2	1,294.9	494.7		11,807.2
合計	13,230.6	57.8	17,560.0	11,365.4	18,345.2	6,352.8	941.4	2,587.0	1,169.2	17,678.6	2,919.2	1,969.4	94,176.6

1種低層	2種低層	1中高	2中高	1住居	2住居	住居系合計（準住居を除く）
13,230.6	57.8	17,560.0	11,365.4	18,345.2	6,352.8	66,911.8
19.8%	0.1%	26.2%	17.0%	27.4%	9.5%	100.0%

照明規制を行う場合の区域設定について、施設の立地規制から検討

○表示内容が点滅又は変化する広告物の掲出は、主に【店舗】や【遊戯施設】などに多く見られる。
○用途地域による建築物の用途制限では、
“住宅に係る良好な住居環境を保護する地域”とされる「住居専用地域」では、面積規模に応じて【店舗】の建設が可能。
“住居環境を保護する地域”とされる「住居地域」では、中規模以上の店舗に加え、遊戯施設の建設が可能となっている。

【検討のポイント】
●周辺環境への影響から、立地の可能性のある施設に応じて、規制区域や規制内容（規模等）をどのように設定するか。

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限 ○：建てられる用途 ×：建てられない用途 ①②③④▲：面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
店舗	店舗等の床面積が、150㎡以下	×	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具等のサービス業店舗のみ。 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③2階以下。 ④物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が、150㎡を超え500㎡以下	×	×	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え1500㎡以下	×	×	×	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、1500㎡を超え3000㎡以下	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、3000㎡を超え1万㎡以下	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、1万㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
事務所	事務所等の床面積が、150㎡以下	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が、150㎡を超え500㎡以下	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え1500㎡以下	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1500㎡を超え3000㎡以下	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	×	▲3000㎡以下
遊技場・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	×	▲3000㎡以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	▲	×	▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	×	×	▲客室200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	▲個室付浴場を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3000㎡以下
工場・倉庫等	～略～													

※本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。